



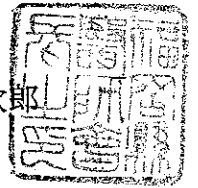
福岡医発第1255号(総)

平成15年10月 3日



各 医 師 会 長 殿

福岡県医師会
会長 関 原 敬次郎



麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する
政令の一部を改正する政令の施行について

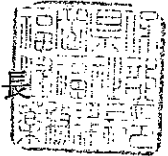
標記の件につきまして、福岡県保健福祉部より別添のとおり通知がまいりましたので、お知らせいたします。

つきましては、貴会会員へご周知いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

15 薬麻第 92 号
平成15年 9月26日

関係団体の長 殿

福岡県保健福祉部薬務課長
(麻 薬 係)



麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令
の一部を改正する政令の施行について

平成15年9月18日政令第415号をもって麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令が一部改正され、その改正の内容等について同日付け薬食発第0918009号をもって厚生労働省医薬食品局長から別添のとおり通知がありましたのでお知らせします。

つきましては、下記事項に御留意の上、貴会員に対する周知についてよろしくお願い申し上げます。

記

1 改正の内容

次の3物質が麻薬に追加指定された。

- (1) 7-[(10, 11-ジヒドロ-5H-ジベンゾ[a, d]シクロヘプテン-5-イル)アミノ]ヘプタン酸(別名アミネプチン)及びその塩類
- (2) 1-(3-トリフルオロメチルフェニル)ピペラジン及びその塩類
- (3) 1-ベンジルピペラジン及びその塩類

2 留意点

施行日以降、新指定麻薬を取り扱う場合には、麻薬研究者免許の取得等の手続きが必要となる。

3 施行期日

平成15年10月18日

4 問い合わせ先

福岡県保健福祉部薬務課麻薬係
TEL 092-651-1111(3186) FAX 092-643-3305

平成15年 9月 18日

各
〔 都 道 府 県 知 事
地方厚生(支)局長 〕 殿

厚生労働省医薬食品局長

麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令の一部を改正する政令の施行について(通知)

平成15年9月18日政令第415号をもって、麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令(平成2年政令第238号、以下「政令」という)が、別添のとおり一部改正されたので、下記事項について御了知の上、関係各方面に対する周知徹底及び適切な指導方御配慮願いたい。

記

1. 改正の趣旨

今般、国連事務総長より向精神薬に関する条約(平成2年条約第7号)第2条第7項の規定に基づき、アミネプチンを同条約の付表Ⅱに追加する決定が行われた旨の通知があった。同条約では、当該決定がその通知の日(平成15年7月9日)から180日を経過した後、各締約国について完全に効力を生ずる旨規定されているため、我が国でも、国内法令(政令)を改正し、当該物質を麻薬として規制するため必要な措置をとったものであること。

また、1-(3-トリフルオロメチルフェニル)ピペラジン(通称TFMPP)及び1-ベンジルピペラジン(通称BZP)については、海外ではすでに乱用されており、国内においても乱用の兆しが見られ、乱用された場合の依存性、健康被害が危惧されることから政令改正を行い麻薬指定した。

2. 政令改正の内容

次の3物質が麻薬に追加指定されたこと。(第1条関係)

- ① 7-[(10, 11-ジヒドロ-5H-ジベンゾ[a,d]シクロヘプテン-5-イ

富岡県
(禁麻)

15.9.22

ル) アミノ]ヘプタン酸 (別名アミネプチン) 及びその塩類

② 1-(3-トリフルオロメチルフェニル)ピペラジン及びその塩類

③ 1-ベンジルピペラジン及びその塩類

3. 施行期日

改正政令は、公布の日(平成15年9月18日)から起算して30日を経過した日(平成15年10月18日)から施行されるものであること。

4. 指導事項

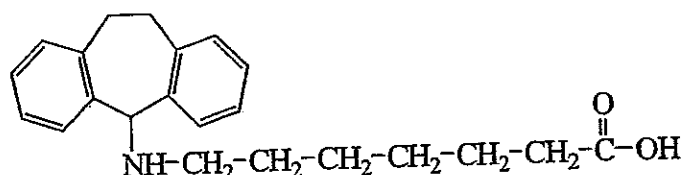
- (1) 医薬品製造業者、研究者及びその他の者が業務又は研究のため、アミネプチン等を継続して取り扱う場合には、施行日以降、麻薬及び向精神薬取締法の規制の適用を受けることとなるので、施行日までにあらかじめ麻薬研究者等の免許取得等必要な手続きを行わせるとともに、麻薬指定後の記録、保管、届出等規制事項を指導し、管理不備に起因する事故が発生しないよう指導すること。
- (2) 既に麻薬研究者等の免許を取得している者に対しては、アミネプチン等を取り扱う場合には、既に指定された麻薬と同様に麻薬指定後の記録、保管、届出等規制事項を指導し、管理不備に起因する事故が発生しないよう指導すること。
- (3) 上記(1)、(2)について、麻薬及び向精神薬取締法第49条等の規定に基づく麻薬研究者等の届出書に記載する期初在庫数量は、平成15年10月18日現在の在庫数量を記載するよう指導すること。
- (4) 医薬品製造業者、研究者及びその他の者が所有しているアミネプチン等について、今後必要としないものについては、所有権放棄の指導を行い、平成15年10月18日以降国庫帰属の措置をとるよう指導すること。

5. 物質の構造式等

①化学名：7-[(10, 11-ジヒドロ-5H-ジベンゾ[a,d]シクロヘプテン-5-イル)アミノ]ヘプタン酸

別 名：アミネプチン

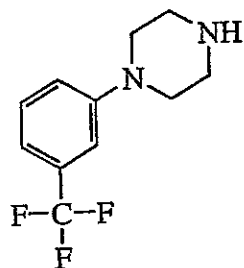
構 造：



②化学名：1-(3-トリフルオロメチルフェニル)ピペラジン

通称名：TFMPP

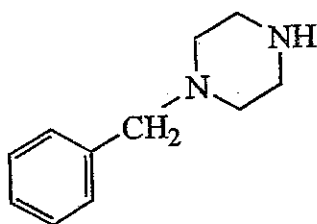
構造：



③化学名：1-ベンジルピペラジン

通称名：BZP

構造：



政令第四百十五号

麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令の一部を改正する政令

内閣は、麻薬及び向精神薬取締法（昭和二十八年法律第十四号）別表第一第七十五号の規定に基づき、この政令を制定する。

麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令（平成二年政令第二百三十八号）の一部を次のように改正する。

第一条中第六十四号を第六十七号とし、第四十八号から第六十三号までを三号ずつ繰り下げ、第四十七号を第四十九号とし、同号の次に次の一号を加える。

五十 ーベンジルピペラジン及びその塩類

第一条中第四十六号を第四十八号とし、第三十四号から第四十五号までを二号ずつ繰り下げ、第三十三号を第三十四号とし、同号の次に次の一号を加える。

三十五 ー（三トリフルオロメチルフエニル）ピペラジン及びその塩類

第一条中第三十二号を第三十三号とし、第十四号から第三十一号までを一号ずつ繰り下げ、第十三号の次

に次の一号を加える。

十四 七―「(十・十一―ジヒドロ―五H―ジベンゾ―a・d)シクロヘプテン―五―イル)アミノ」へ
プタン酸(別名アミネプチン)及びその塩類

附 則

この政令は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。